

一般社団法人板倉町シルバー人材センター安全就業基準

(目 的)

第1条 この安全就業基準は、一般社団法人板倉町シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の、就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業できるようにするための事項を定めることを目的とする。

(会員の遵守義務)

第2条 会員は、就業するときには、この基準を遵守し、あらゆる事故の未然防止に努めなければならない。

(安全上の心得)

第3条 会員は、就業にあたっては、次の安全心得を守り、作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は、安全第一を心掛け、急いだりあわてたりしないこと。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装・履物は、作業にあった動きやすいものにする。
- (4) 作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
- (5) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- (6) 作業現場や器具類の保管場所は、常に整理整頓を心掛けること。
- (7) 共同作業では、我を出さずに協調を保ち、合図や連絡を正確に行うこと。
- (8) 帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気をつけること。
- (9) 健康には、常に注意し、良好な状態で就業すること。
- (10) 仕事の前日は、十分睡眠をとるように心掛けること。

第4条 会員は、高所作業に従事する場合は、必ず安全帽（ヘルメット）を着用するとともに、必要に応じて命綱を使用すること。

2 会員は、前項のほか危険を伴う器具類を使用するなどの、安全具等で保護の必要な作業に従事する場合は、安全保護具を必ず着用して、当該事業に従事しなければならない。

(交通災害の防止)

第5条 会員は、仕事場の行き来に対しては、常に交通ルールを守るとともに交通事故を起こしたり、巻き込まれたりしないよう注意しなければならない。

2 会員は、路上で作業する場合は、交通ルールを守るとともに、目立つ色の帽子や腕章を着用するなどして、作業に従事しなければならない。

(作業環境の確認)

第6条 会員は、就業しようとする現場の環境が、安全衛生面において安全であるかどうかを確認してから、作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第7条 会員は、周りに住む住人や通行人等に対し、危険と思われる作業を行うときは、

作業中である事がわかる標識等を設置し、未然の事故防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

第8条 会員は、器具類を使用する場合、正しい取り扱い方法により作業すること。

- 2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。
- 3 会員は、点検において不良個所を発見したときは、その器具は使用せず、直ちにセンターに報告しなければならない。

(健康管理)

第9条 会員は、日常的に自分の身体の維持管理に努め、健康診断等は進んで受けなければならない。

- 2 会員は、疲労が蓄積しないよう、自主的に休養を十分取るよう心掛けなければならない。

(報告義務)

第10条 会員は、仕事場との往復時や就業中にけがをしたり、身体に異常を感じたときは、直ちに共同作業をしている者又は本人がセンターに連絡し、応急の措置を取るようしなければならない。

(その他)

第11条 会員は、この基準に定められた以外にセンターより指示があった場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

附 則

この基準は、平成22年 8月 2日より施行する。